

京都市教育長訓令甲第2号
事務局

京都市教育委員会事務局事務分掌細則の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

京都市教育長 稲田 新吾

第3条西陵中学校区小中一貫教育校教育企画推進室の款及び小栗栖中学校区小中一貫教育校教育企画推進室の款を次のように改める。

洛西陵明小中学校教育企画推進室

- (1) 洛西陵明小中学校の教育に係る企画及び立案に関する事。
- (2) 洛西陵明小中学校の教育に係る調査及び研究に関する事。
- (3) 洛西陵明小中学校の教育に係る学校及び関係機関との連絡調整に関する事。

栄桜小中学校教育企画推進室

- (1) 栄桜小中学校の教育に係る企画及び立案に関する事。
- (2) 栄桜小中学校の教育に係る調査及び研究に関する事。
- (3) 栄桜小中学校の教育に係る学校及び関係機関との連絡調整に関する事。

第3条総合育成支援課の款第5号中「及び北総合支援学校中央分校開設準備室」を削り、同条北総合支援学校中央分校開設準備室の款を削る。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)